

# ユネスコ食文化創造都市 料理人研修派遣制度要綱

## 1 目的

ユネスコ創造都市ネットワーク等の各都市では、文化の相互理解や発信を行うことなどを目的に交流活動が活発化している。こうした機会を好機と捉え、ユネスコ創造都市等からの要請があった場合に、本市の料理人を派遣し、交流を通じた自己研修、技術・技能の研鑽を図ることで、ユネスコ食文化創造都市・鶴岡としての人材の育成を図り、もって本市の食文化の振興発展を図る。

## 2 事業

本要綱の対象とする事業は「ユネスコ創造都市ネットワーク等の各都市からの派遣要請等に基づき、鶴岡食文化創造都市推進協議会（以下、「協議会」という。）が参加すべきと認めた事業」とする。

## 3 登録

事業に参加する者は、ユネスコ食文化創造都市料理人ネットワーク（以下、「料理人ネットワーク」という。）に登録したものに限る。

また、料理人ネットワークへの登録は、次に該当するものであること。

- (1) 鶴岡市内に勤務している料理人であること
- (2) 本市の歴史や文化に見識があり、食文化の学習に意欲的なものであること
- (3) 協議会が実施する事業に協力できるものであること

## 4 登録申請及び登録認定書の交付

- (1) 料理人ネットワークに登録を希望する者は、登録申請書（様式第1号）及び履歴書を協議会に提出する。
- (2) 協議会は前号の申請者を料理人ネットワークに登録した場合は、登録通知書（様式第2号）を本人に交付する。

## 5 登録の抹消

- (1) 第4項第2号の登録通知書の交付を受けたものが、次の事項に該当する場合は協議会に登録抹消届（様式第3号）を提出する。
  - ア) 勤務先が鶴岡市でなくなったとき
  - イ) 本人の申し出により登録から外れたいとき
- (2) 協議会が必要と認めた場合は、第1号の事由によらず登録を抹消することができる。

## 6 事業へ派遣する者の決定

### (1) 派遣者の募集

協議会は、派遣する事業の概要を派遣事業概要通知書（様式第4号）に整理し、料理人ネットワークに登録したものに通知する。

## (2) 応募書類

派遣を希望する者は、次の書類を協議会に提出する。なお、勤務する事業所への許可が必要な場合は、派遣を希望する者本人が応募前に行うこと。

- ア) 派遣希望申請書 (様式第 5 号)
- イ) パスポートの写し
- ウ) その他協議会が必要と認める書類

## (3) 派遣決定

協議会は前号の書類を審査し、事業に派遣する者を決定する。また、派遣決定した場合は派遣決定通知書 (様式第 6 号) により派遣決定者 (以下「派遣者」という。) へ速やかに通知するとともに、審査により派遣決定にならなかったものについては、別途通知する。

## 7 事業の費用負担

事業に要する費用負担は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があった場合はこの限りではない。

### (1) 協議会が負担する費用

- ①移動に係る交通費・宿泊費 (協議会が算定)
- ②通訳費 (協議会が必要と認めた場合に限る)
- ③食材費 (協議会が必要と認めた場合に限る)
- ④輸送費 (協議会が必要と認めた場合に限る)
- ⑤諸備品レンタル費 (協議会が必要と認めた場合に限る)

### (2) 参加者が負担する費用

- ①滞在中に必要な移動費、その他滞在費

## 8 費用の支給

協議会は第 6 項第 3 号により派遣者に対して、協議会が手配するものを除き、第 7 項第 1 号に規定する費用で、派遣者が負担する費用を速やかに支給しなければならない。ただし、派遣事業終了後に明らかになる費用については、後日支給する。

## 9 参加報告

派遣者は、参加後に事業参加報告書 (様式第 7 号) を協議会に提出する。

## 10 事業の成果を市民に披露する活動

派遣者は、事業で得た経験や知識などの成果を市民に披露する活動を行うよう努めなければならない。

## 11 事業の成果を市民に披露する活動の申請、報告及び助成

- (1) 派遣者が前項の活動を行う場合、協議会に対し成果活動申請書 (様式第 8 号) を提出する。
- (2) 派遣者が前号の活動を行った場合、協議会に対し成果活動報告書 (様式第 9 号) を

提出する。この場合、協議会はその活動の広告宣伝費の2分の1に相当する費用について5万円を上限に1回限り助成する。

## 12 その他

この要綱に定めるもののほか、料理人ネットワークや事業等に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。